〈論 文〉

マクロ会計政策とミクロ会計政策にみる 負債概念の広狭

――資産除去債務にかかる会計基準からの投影 ――

宮川昭義

要 約

会計学研究の手法の一つとして、分析の対象となる同領域あるいは類似領域にかかる複数の会計基準を比較することで、それらの異同を明らかにしながら、同時にその異同の原因となる会計システムあるいは会計観の差異を明らかにするものがある。しかし、中には単純な比較分析に終始し、当該異同の本質的検討が不足しているものが散見される。

本来、企業会計は個別企業の記録・計算・報告のシステムとして生成されるとともに、それが受容される株式会社制度の発展とあゆみを同じくするミクロ会計政策が、社会的制度に組み込まれることでマクロ会計政策に転化するものであった。しかし、今日の企業会計は社会的統制手段としてのマクロ会計政策をしてミクロ会計政策に影響を与えるような逆転が生じている。本稿では、マクロ会計政策の発露たるほぼ同一の概念フレームワークを戴きながら、ミクロ会計政策のレベルで異同が生じている国際財務報告基準および米国会計基準のうち、資産除去債務にかかる会計を分析対象としながら、概念フレームワークが妥協の産物であり、かつ、その妥協が疑似客観性により担保されていることを明らかにしようとしている。

一般に、国際財務報告基準および米国会計基準は公正価値会計の領域が拡大したミクロ会計政策であると理解される場合が多く、従前の収益費用アプローチとの対比から資産負債アプローチと評されることがある。しかし、そこには確たる会計観の違いによってもたらされるのではなく、投資リスクを疑似客観的かつ早期に認識するための手法として、資産負債アプローチという会計観が収益費用アプローチよりも利用しやすいという特定の情報利用者の利便性に依っていることを明らかにしている。

キーワード:マクロ会計政策、ミクロ会計政策、負債概念、疑似客観性

1. 問題の所在

周知のように、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)により、共同プロジェクトとして 2004 年から 2010 年までの活動から、2010 年に「財務報告に関する概念フレームワーク 2010」(以下、概念フレームワーク 2010) が公表された。その後、2012 年からは当該フレームワークの改訂作業については IASB の単独プロジェクトとして移行し、2018 年には「改

訂 IASB 概念フレームワーク」(以下、概念フレームワーク 2018) の公表に至り、一段落といった様相である。

こうした状況を踏まえてか、概念フレームワークを巡る議論は、すでに米国において下火であり、わが国にいたっては2006年の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」公表以降、国際的動向を注視しながらもどこか日和見的対応で積極的検討すらおこなわれていない状況である。いやむしろ、わが国では近年、国際財務報告基準(IFRS)(以下、国際会計基準(IAS)を含む)の任意適用会社数の増加などから¹⁾、IASBの動向に敏感に反応することが常態化しており、IFRSと日本基準に大きな齟齬が生じないような配慮が取られる一方で、その会計基準設定過程との関係性から、わが国の一部の研究者においては依然として概念フレームワーク研究を扱う論考も少なくない。

しかし、津守 (2002) が喝破したように、「企業会計は、本来、個別企業の記録・計算・報告のシステムとして生み出されたものでありながら、株式会社制度の生成と発展にともない、社会的統制手段として「ディスクロージャー制度」という広範な社会的制度に組み込まれることで、前者の「ミクロ会計政策」から後者の「マクロ会計政策」へ転化するに至る。結果として、会計基準の「国際的調和化」から「国際的統一化」へ移行し、国際的次元におけるマクロ会計政策(国際会計基準)が各国の国内的マクロ会計政策(各国会計基準の設定)の改編を要求し、そのことが個々の企業におけるミクロ会計政策に対しても無視しえない影響を与えるのである」(序言)と指摘する。すなわち、IASB 概念フレームワークに対する分析視座は、IASB がいかなるマクロ会計政策を志向しているのかを意識することなしに、当該マクロ会計政策によるミクロ会計政策(国際会計基準)と、わが国のミクロ会計政策(日本基準)を単に比較をしてみてもあまり意味のあるものとは言えないのである。

しかし、本稿では、依然として討議資料のままとされている。わが国の概念フレーワークと IASB の概念フレームワーク比較を傍らにおく。その理由としては、近時、(不本意ながら) IASB に従属的ともいえる日本基準にあって、討議資料のままの概念フレームワークでは、日本としてのマクロ会計政策が必ずしも明らかではなく、(むしろマクロ会計政策と会計理論を切り離して考えようとしている点で、より学際的なのであるが)同じレベルでマクロ会計政策の異同を分析するのは適当ではないと考えるからである。

そこで、本稿では、同じ概念フレームワーク 2010 および概念フレームワーク 2018 を戴いている はずの IASB および FASB の各々の会計基準(ミクロ会計政策)に見られる異同から得られる示唆について、資産除去債務にかかる会計基準をモチーフにしながら現代会計の素描をおこなうものである。

2. 経済学あるいは経営学に概念フレームワークは存在するか

まず、会計基準設定主体が、政治的に「中立」か、あるいは「中立的」かは、似ているようでまったく異なることに留意が必要である。前者はまさに「どちらでもないこと(neuter-alis)」が語源である。しかし、会計基準設定主体が用いる「中立」とは、むしろ「中立的観点(Neutral Point of View)」にほかならない。つまり、各国会計基準設定主体の手によるマクロ会計政策は、

自国の商慣行をベースとする会計慣行と大きく異ならないことが前提となっている。なぜなら、会計基準の史的展開において、自国において一般に受け入れられやすい会計処理を基準化したものが、帰納的に会計基準として規定されてきたのがその主な理由である 2)。会計慣行は、それぞれの時代における、会計の利用目的、社会的・経済的概念および思考様式の変化によって制約を受けることで不変ではないことは自明であり、したがって概念フレームワークも固定的ではありえず独立変数であると理解できよう 3)。

そうした観点からすれば、当然に概念フレームワークが独立変数であるなら、会計基準は従属変数となる。現時点における独立変数が何を志向しているのかを検討することなしにミクロ会計政策ないし従属変数を単純比較することの意味を考える必要があろう。したがって、会計基準を比較するということは、同じ独立変数たる概念フレームワークを戴きながら、従属変数たる会計基準に異同が生じている理由を微細に検討することに意味が認められるのである。

岩崎他(2016)によれば、「IASB 概念フレームワークは、会計基準設定主体である IASB が理想とする会計の基礎的で論理的で体系的な枠組みないし会計モデルを示し、参照枠組みとして、政治的な干渉を避け、首尾一貫した概念フレームワークに基づいて演繹的に個別会計基準を設定するという役割を果たすことが期待され、将来の個別会計基準の設定等に重要な影響を及ぼすことが考えられる」(要旨)と指摘する。しかし、この場合においても実際には演繹的に導出されたはずの会計基準が、当該概念フレームワークには厳密に縛られず、ある程度の幅をもつことが容認されているし、その結果として IFRS 導入あたって目的観の一つであるはずの財務報告の企業間比較をおこなうことが困難なケースも見られる⁴。

そして、上記のように会計基準の史的展開が、自国の商慣行をベースとする会計慣行と大きく異ならないことに大きな異論がないとすれば、現在、IASBの手によるIFRSと自国の商慣行とに乖離が生じれば、それまでIFRSを適用してきた国や地域であっても当然に何らかの対応を迫られるであろう 5 。また、自国にとって都合が悪いものは適用しないという議論(カーブアウト)に至ることになるであろう。そもそも自国の会計基準を堅持することもめずらしいことではない 6 。

たとえば、欧州連合(EU)では、各国内法との関係から IFRS の一部を適用していない。しかし、考えてみればカーブアウトされた IFRS をもって「IFRS が適用されている」と喧伝するのもおかしなものである。IFRS は首尾一貫した概念フレームワークにおける財務諸表の目的や財務諸表要素(資産、負債など)を定義することによって、演繹的に導出された報告基準のはずである。もし、カーブアウトが容易に認められるとするなら、当該演繹的推論によって規定された IFRS の一部をときに都合良く改変したものであると言えるだろうし、もしかしたらカーブアウトしなければならないほど、自国の会計慣行との間には大きな乖離があることを示唆している。この場合、皮肉ではあるが従来の会計基準設定の際に批判の対象とされた会計慣行の帰納的推論による会計基準化を批判することはできないはずである。

本来、概念というものは「混ざらない」ものである。もし、何らかの価値観(ここではマクロ会計政策)の妥協が混ざっていれば、演繹的推論における会計基準設定化のプロセスにおいても何らかのバイアスがかかり、これをもって「中立」なものとはならない。そうではなく、当初から概念が「混ざっている」からこそ、ミクロ会計政策(会計基準)の段階で受け入れられない結論が演繹的推論によって導出されてしまうのかもしれないし、もし、演繹的推論により導出されたミクロ会

計政策(会計基準)が自国の商慣行と相容れず、カーブアウトが横行するのであれば、そもそも概念フレームワークとはいかなるものかという疑念につながろう。つまり、概念フレームワークは、マクロ会計政策が各国および各地域でほど近いのであれば、それをミクロ会計政策(会計基準)設定の道標にすることは可能であるが、それは絶対的なものではない相対的な「中立的観点」であると理解すべきだろう。

ただ、誤解してはいけないのは、当初よりバイアスのかかった「中立的観点」を批判することで、IFRSを全否定するものではない。会計あるいは会計学が社会科学の範疇であることが受け入れられるのであれば、「混ざっていない」概念はある種の「極」に存在する。たとえば、会計基準設定に関して取得原価主義しか認めない、あるいは時価主義しか認めない、といった「極」にあって、いずれか一方の主義以外認めないのであれば、そもそも一意であるがゆえに議論といったものは生じない。しかし、現実には、相容れないはずの主義が、ミクロ会計政策(会計基準)のレベルで、弁証法的に(議論は残されるものの)落としどころ探ろうとするのはごく自然なことである。

残念ながら人間の能力からして、対極にある概念を並列的において、それから導出される基準を並列的なまま一つのものとして理解することはできない。その理由としては基準というものが単純化されないとわれわれの能力では理解することが難しいからにほかならない。仮に対極的で並列的な概念から、異なる基準が導出されることが理解できたとしても、利害の対立からそのいずれかを完全に取捨選択することはできない。結果として、両極の間(はざま)にあって、中庸を求め、妥協していながらも、他方で概念は一意であると錯覚し、それぞれの異なる視点から他方を批判するがために議論はなくならないのである。そういう意味で、概念フレームワークを所与と扱うことはそのマクロ会計政策内のことであり、異なるマクロ会計政策から導出されるミクロ会計政策(会計基準)とを表層的に比較し、その形式的差異を指摘しても有意なものとはなりにくいのである。

会計研究者の中にはそれまでのいわゆる収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換をもって、「パラダイム・シフト」という科学哲学用語を用いて表現しようとする者もいる。しかし、「パラダイム・シフト」の含意を理解して使っているのか判別しがたい論考があるのも事実である。周知のように「パラダイム・シフト(paradigm shift)」とは、トーマス、S. クーン(Thomas Samuel Kuhn)が、彼の著書『科学革命の構造(The Structure of Scientific Revolutions』)において、伝統的理論と近代的理論の置き換えが、非連続的なものとして生じており、漸次、伝統的理論と近代的理論が置き換わるものではないことを指摘している。

つまり、伝統的理論(ここでは収益費用アプローチ)が、徐々に時代の要請により近代的理論(ここでは資産負債アプローチ)に移行していったのではなく、それまでの伝統的理論とはまったく異質の理論形成を標榜するための前提として、まさに概念的なフレームワークを必要とし利用しようとしたからにほかならない。その意味でも、収益費用アプローチ的要素および資産負債アプローチ的要素を包含した概念フレームワークは、それ自体不完全なものであり、だからといって、完全な資産負債アプローチ的要素のみをもって、概念フレームワークを設定し、それにしたがって演繹的に会計基準を導出して単純化しても、利用者の多くに理解され受け入れられるかということとの間には大きな溝が存在しているのである。

伝統的理論(収益費用アプローチ)というフィルターを通せば,近代的理論(資産負債アプローチ)は異質に見えるし、その逆もしかりである。さらには、自然科学のように、近代的理論が伝統

的理論を完全に否定する(たとえば天動説をどんなに精緻化し、理論化しても地動説にはならないし、逆も同様である)ほどの強固なものであるかも疑わしい。現代会計はその意味において、それぞれのアプローチの並列的なアプローチを採用しながら、多くの者に理解されやすい会計基準を妥協的に設定しているのである。そもそも経済学や経営学の範囲で、会計学ほど概念フレームワークにこだわっている例は見当たらないことの意味を問い直すべきである⁷。

3. 貸借対照表で未実現利益を抑制する工夫からの逸脱

上記までの指摘によれば、今日の概念フレームワークは、それ自体が独立変数であるという指摘に、違和感をもつ者も少なくないかもしれない。特に最近の若手研究者に見られる論考には、IASBの概念フレームワークを所与とするところから出発して、従属変数たる会計基準と整合的であるか否かを議論するものが散見される。しかし、上記のように、マクロ会計政策の観点から概念フレームワークの可変性を論じるなら、表向きの理由と本質的な理由を探ってみることが有益だろう。筆者の考えではそれが負債概念の拡大に通ずるのであるが、ここではまずその手がかりとして、未実現利益という利益はあるのかという問いから考えてみたい。

Ronen & Sorter (1972) の先行研究では、実現概念と未実現概念には、次のような諸要素を考慮する必要があるとしている。

- (1) 操業活動による実現(付加価値)
- (2) 保有活動による実現(保有利得)
 - ①時の経過
 - ②価格水準の変化
- (3) 購買活動による実現 (購買利得)
- (1) 操業活動による実現には、製造業であれば、原材料を仕入れて、これを加工し、新しい価値を付加して売価とするし、商業であれば消費者の欲求を満たすための不便を、自社のノウハウによって解消させることを価値として付加することで売価とする。つまり、これらを総称して付加価値というが、消費者の欲求を満たす(消費者が自らの欲求と満たすための対価を支払うことに合意する)ことと、企業側が付加価値をのせた売価により購入して得られる均衡点で、互いの利益が実現するのである。
- 次に(2)保有活動による実現については、現在の売買目的有価証券に関する期末処理を念頭におけば理解しやすい。たとえば、期末における売買目的有価証券の期末時価が、その購入時の取得価格(もちろん付随費用も考慮して)よりも上回っていれば、気分的に悪い気はしない。その逆であればあまり気分の良いものではない。しかし、これはあくまで「気分」の問題である。最近では、特に売買目的有価証券の評価益は利益かという問いそのものが議論されなくなったが、筆者の考えるところでは、売買目的有価証券を扱う業界自体がいわば限定的であることから、一種の例外だと割り切ることにしている®。平たく言えば、売買目的有価証券の取得原価と、保有したままの期末時価とを比較して気分的な善し悪しを会計基準における評価基準として取り込んでいる点で、

感覚的評価を会計基準へ取り込んだと言えないだろうか。

もし、感覚的評価を会計基準に取り込んだというのであれば、当該有価証券を取得しようとしていたタイミングで値が高すぎると判断し、その後株価が冴えないこと見て「高値づかみをしなくて良かった」と考えることも感覚的評価 "益"と言えなくもない。「売買」がシンメトリーの関係性と理解するなら、売らずにいることの保有利得を利益(評価益)とし、買わずにいることの非保有利得をも利益(評価益)とすることも(屁理屈かもしれないが)考え方としては成り立つかもしれない。しかし、保有利得には、時の経過による部分と価格水準の変動による部分があるとされるが、投資判断としての非保有利得についてはまったく議論はされない。つまり、保有利得にせよ、非保有利得にせよ、これらは「取引」と認識されうるのかという問題に通じるのである。

会計上の認識問題については、従来、会計上の認識対象は「取引」であるとの共通理解があった。歴史的には、資産(財産)と負債(債務)の変動のみを「取引」としてきたが、それが、資産(財産)と負債(債務)の変動をもたらす損益取引をも「取引」として取引概念を拡大してきた⁹⁾。その意味において、今日のように保有利得にかかる評価益(保有損失にかかる評価損)をも(資産または持分の変動をもたらすという点で)「取引」と認識することも可能である。さらには、もしかしたら上述の「非保有利得」あるいは「非保有損失」までも「取引」であると取引概念を拡大することも論理的には可能であろう。

しかし、会計学では(非保有利得のような)「取引」を「会計上の取引」と認識してこなかった。つまり、感覚的評価を会計上の取引として認めると資産・負債にかかる認識問題は「ゆらぎ」を生じ、「儲けた」あるいは「損した」という感覚は人それぞれであるがために主観的なものとならざるを得ない。したがって、その「ゆらぎ」をできるだけ排除するために、測定属性を取得原価(あるいは歴史的原価)に限定してきたのである。加えて、伝統的理論では、収益および費用の測定金額を、実際の現金収入および支出額をベースとし配分させる。その意味で、感覚的評価による「ゆらぎ」を二重に制約しているのである。そうすることで、資産・負債にかかる認識問題の多くが払拭される。そして、その測定属性を取得原価とする工夫として簿記上に見られる取引を「会計上の取引」としてきたのである。

このような見地に立てば、期末棚卸資産に対する低価法の適用について、時価を用いた評価損 (未実現損失)の認識ではないかという指摘がなされることがあるかもしれない。しかし、こうした指摘は低価法を資産評価法と考える、ある種の誤謬によるものである 100。もし、資産評価法と考えるのであれば、(何をもって時価とするのかという議論も含めて)期末時価が、「取得原価<時価」の場合に、評価益について増価法ともいえる処理をおこなわなければならないはずである。なにも IFRS の金融商品会計に見られる、期末時価評価 (公正価値測定後の償却原価測定など)のみならず、資産を全面時価評価し評価益あるいは評価損を計上すればよいのである。しかし、筆者には到底そのようなことが可能であるとは思えない。実は IASB 自身もそのようには考えていないようである。

山田 (2017) によれば、資産負債アプローチは資産および負債について、公正価値のような特定の測定基礎を要求する仕組みとはなっておらず、企業の活動実態に対応して、各 IFRS によって決定されるものであり、多様な活動をおこなう企業成果を反映する純資産の変動を説明するものとして包括利益が計算されるものであると指摘する。左記については、秋葉 (2011) においても同様の

指摘がおこなわれている 11)。

したがって、(未実現利益や未実現損失を含めた)包括利益の意味は企業の活動実態によって異なり、その活動成果を判断するには不十分であるから、売上総利益や営業利益のような中間利益を参照することが必要であると説明する。その上で、収益費用アプローチで重視されてきた当期純利益は、包括利益に含まれるその他包括利益によって決定されるという¹²⁾。たしかに計算構造としてはそのとおりなのであるが、それはIFRSの本質ではないだろう。

会計基準におけるそれまでの伝統的理論であった収益費用アプローチから資産負債アプローチへの傾斜は、前者の利益計算構造を収益から費用を控除して求める際の、企業による会計処理の選択と配分に対する恣意性への批判であり、そのことが、投資家による投資意思決定の際に異なった会計基準によって作成された財務諸表の比較可能性を妨げているといったことへの批判につながっていることは間違いない。特に収益費用アプローチによる貸借対照表には企業の経済的資源や他の企業に経済的資源を引き渡す義務をあらわさない計算犠牲的項目が多く含まれ、企業活動により期待される成果をわかりにくくしているとの指摘につながる。

しかし、これは表向きの指摘ないし批判であろう。むしろ、批判の本質は伝統的理論により作成される財務諸表が洗練されすぎていて、ある特定の情報利用者にとっては不便であることに起因するためであろう ¹³⁾。これに対し、後者である資産負債アプローチは資産及び負債の評価を重視してその差額により持分が(「どのように」ではなく)どの程度変動したかを明らかにした方が、投資家による投資意思決定にとっては理解しやすく、企業にとっては国境を越えた資金調達(ファイナンス)がおこないやすいかに関係してくる。このように考えていくと、それまでの伝統的理論への批判は、それが近代的理論に比べて見劣りするからではなく、時代背景に即した会計目的観の変更に起因するものと理解すべきである。

そして、ある特定の情報利用者にとって利用しやすいように、持分の変動が見やすくなるような会計概念への転換のもとで、資産負債アプローチが採用されているのであり、そのマクロ会計政策的目的観からミクロ会計政策としての資産および負債の公正価値評価の領域拡大が推し進められていると理解すべきである。そして、そのマクロ会計政策を達成するために超えなくてはならない条件として、負債概念の拡大によるリスク情報の開示が、特定の情報利用者以外の利害関係者に受け入れられるかが重要なのである。結果として、資産及び負債に対する公正価値評価による認識拡大は、企業経営上の投資判断に短期主義的な思考をもたらしやすく、将来時点のリスクを現在時点で明らかにする情報が求められるようになったのである。リース、退職給付制度および資産除去債務にかかる会計がそれである。

4. FASB における資産除去債務にかかる会計の本質

負債の公正価値評価が、会計学上の取引たり得るかという問いは、それがある特定の情報利用者 以外の利害関係者にとって合意されるかとともに、それが理解しやすいものであるかも重要であ る。その意味において、本稿では負債の公正価値評価の難解性にかかる具体的事例として資産除去 債務にかかる会計について取り上げる。

米国では FASB において、それまでの「米国において一般に公正妥当と受け入れられる会計原

則(USGAAP)」のコード化体系(ASC)により、資産除去債務に係る会計については ASC 410 「資産除却および環境保護の義務(Asset Retirement and Environmental Obligations)」に求めることができるが、そこでは 2001 年に公表された財務会計基準書第 143 号「資産除去債務に関する会計(Accounting for Asset Retirement Obligation)」(以下 SFAS 143)を用いることとされている。そのなかで、資産除去債務を会計上の負債として認識する要件として、有形固定資産の取得時において、将来、当該資産の除去について法律上の義務が課せられており、かつその義務にかかる金額の算定が合理的に見積もることが可能である場合とされている。

ここで、当該義務にかかる合理的な見積額とは、いわゆる公正価値を指しているが、当該資産除去債務の公正価値を合理的に見積もることができる場合には、資産除去債務が発生した期間に当該公正価値が認識されなければならない。したがって、有形固定資産を取得した時点(資産取得日(the asset's acquisition date))に公正価値が入手可能な場合には負債計上されるとともに、同額で資産計上されることとなる。ただし、有形固定資産を取得した時点で公正価値を合理的に見積もることができない場合には、公正価値を合理的に見積り可能となった時点で負債を認識することとなる。

また、資産除去債務にかかる負債の公正価値(fair value of a liability for an asset retirement obligation)とは、強制取引または清算取引によるものではなく、「自発的な当事者間の現行取引(current transaction between willing parties)」で決済される金額であり、これにかかる市場価格(quoted market prices)を入手できない場合には、類似負債の価格や現在価値(その他の評価)法の結果等により見積もられることとなる。一般に、資産除去債務を取引する市場は存在しないと考えられることから、負債の公正価値を見積もるためには期待現在価値法(expected present value technique)が適用され、その際に利用される割引率は信用リスク調整後のリスク・フリー・レートを使用しなければならないとされている。(SFAS 143、paras. 7-8)。

つまり、資産除去債務にかかる公正価値としては、当初認識時に将来における資産除去作業にかかる予測額を割引計算した「期待現在価値」が計上され、「自発的な当事者間の現行取引」を前提とした資産除去債務の認識が一義的に優先されることとなる。資産除去債務の認識および測定が優先され、その同額の資産化により有形固定資産が計上されることから負債処理→資産処理という経路を辿る。また、当初測定事後に当該資産除去債務の増額が予想される場合には当該時点の信用リスク調整後のリスク・フリー・レートを使用して増額分を算定するのに対して、減額が予想される場合には、当初、資産除去債務が認識された時点の割引率が適用される点に特徴がある。

SFAS 143 がこうした姿勢をとる背景には、米国では 1990 年代に電力の自由化が進展し、原子力発電施設の廃炉作業に莫大なコストを要することが自明であったことから、1994 年 4 月に FASB のアジェンダとして「原子力発電施設解体コストの会計」を検討プロジェクトに加えたことがきっかけである。こうした、より具体的な会計事象を念頭に置きながら、将来の原子力発電施設解体コストをオフバランス化しておくことの問題性を早くから認識していたことが背景にあったからにほかならない。そのため、SFAS 143 における資産除去債務は、長期性有形固定資産(a tangible long-lived asset)の除去に限定される。

その含意は、契約に基づく法的責務たる「債務」を念頭に置いたものであり、将来における当該 責務を資産除去債務として早期に認識することで、収益費用アプローチでは充分に認識されない将 来リスクの現在価値を情報利用者に明らかにしようとする表れにほかならない。つまり、米国における資産除去債務にかかる会計では、両建処理に見られるような資産除去債務を取得原価に含めることによる、資産除去債務の資産性を目的としているのではなく、将来時点のキャッシュアウトフローという将来リスクを現在時点における負債として認識することを目的としながらも、米国内における「法令 (obligation) に準拠したより限定的な将来リスク」を開示することにその本質を認めることができるのである。

収益費用アプローチによる伝統的な会計理論の立場から見れば、これは極めて異質である。当該会計観から見れば、取得原価概念の拡大につながるだろうし、その拡大した取得原価に基づいて減価償却をおこなうことにも違和感を覚えよう。むしろ、当該会計観からは引当金費用の計上による負債の認識こそが至当であるとの判断に至ることは当然である。

しかし、労働債務たる退職給付会計と同様に、法令に準拠したより限定的な将来リスクの開示という観点からは、引当金処理による資産除去債務の負債計上では、企業の将来リスクの開示が不十分である。したがって、資産除去債務を資産取得にかかる未払いの付随費用と解釈し、投資活動のライフサイクルコストを資産計上することで投資規模を明示し、これにかかる資産除去費用を負債に計上することで企業が抱える社会的義務を開示させることで投資意思決定に資する情報提供がなされるという指摘¹⁴⁾にはある程度首肯できるものである。

5. IASB における資産除去負債にかかる会計の本質

IASB における資産除去負債にかかる会計については、米国の場合と異なり、当初より資産除去コストにかかる会計処理(借方)と資産除去負債(貸方)にかかる会計処理の2つが並列的に規定されている。前者は、国際会計基準第2号「棚卸資産(Inventories)」(以下IAS 2)および「国際会計基準第16号「有形固定資産(Property、Plant and Equipment)」(以下IAS 16)ならびに国際財務報告基準解釈指針委員会解釈指針第1号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動(Changes in Existing Decommissioning、Restoration and Similar Liabilities)」(以下IFRIC 1)に規定され、後者は国際会計基準第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産(Provisions、Contingent Liabilities and Contingent Assets)」(以下IAS 37)およびIFRIC 1 に規定されることとなる。

FASBとの大きな違いは、資産除去債務に対応するのは有形固定資産であり、減価償却費が間接的に棚卸資産にも配分されるのに対して、IASBでは棚卸資産の生産にかかる資産除去債務のコストは棚卸資産に直接的に計上させるため、棚卸資産に関連する費用の認識が、FASBのそれと比べて早まることとなる。

ただし、有形固定資産の帳簿価額に含められた資産除去コストおよびこれにかかる資産除去債務の会計処理については IAS 16 で明確な規程がなく、IFRIC 1 で取り扱われていることから、本稿でも IASB における資産除去負債にかかる会計処理内容については、当該 IFRIC 1 を中心に分析することとする 15)。また、ここでは当該会計処理にかかる貸方科目を「資産除去債務」とするか、章見出しにあるとおり「資産除去負債」とするかについてそのニュアンスの違いに留意しながら見ていこう。

IASB が採用するアプローチを資産負債アプローチであるとした場合でも、当該資産および負債

の評価に関して必ずしも時価(公正価値)による評価を求めるものではないことは前述の指摘にあるとおりである。しかし、認識にあっては資産および負債の認識が、収益および費用の認識に優先されるかについては注意が必要である。というのも、FASBの SFAS 143 のように資産除去債務の認識ありきという出発点ではなく、IAS 16 では借方科目である資産除去コストの認識については、そのタイミングに2つの種類(原因)があるとの規定がなされている。一つは設置によって生ずる場合と、もう一つは使用によって生ずる場合である。

まず、資産除去コストが設置によって生ずるとした場合には、有形固定資産の設置時点で資産除去コストを有形固定資産の取得原価に含め、同時に資産除去負債として認識され、資産負債の両建処理となるが、当該負債計上にあたっては引当金として認識することが謳われている。この場合のニュアンスは、資産除去コストという付随費用の概念を拡大することで取得原価としようという考え方のあらわれであり、費用の資産化を通じた負債の計上という経路を辿る。これは一つに、SFAS 143 のような処理によれば、資産除去債務の計上が限定的になるし、また、負債の資産化を通じた費用化では、広範な合意が得られないとの判断によるものと考えられる。

そのため、IASB は資産除去コストを付随費用として、有形固定資産の取得原価に含めるとともに、同額を資産除去負債として負債計上するし、当該取得原価の減価償却を通じて費用処理することで、他の会計基準における取得原価概念と合わせようとしているのである。いわばリース資産およびリース負債の計上と同様の考え方に基づいている。また、そうすることで、SFAS 143 のような法令(obligation)に準拠した、より限定的な将来リスクよりも範囲を広げた負債認識、すなわち資産除去債務ではなく資産除去負債とすることで会計上の負債概念を広く取っているのである。

他方で、資産除去コストが使用によって生ずるとした場合には、われわれがイメージする従来の引当金会計と同様に、当該資産除去コストを各期間に配分し、「引当金」としてそれに対応する金額を負債として認識することが含まれる。ただ、IAS 37 に規定される「引当金(provision)」が、われわれがイメージする収益費用アプローチによる「引当金」と同義かと問われると疑問がのこる。収益費用アプローチによる引当金の計上の場合には、「いくら費用計上するべきか」という過去の取引から生じる予測費用の配分という点が強調される。

これに対して IASB が採用する方法では、将来負担することになるであろうキャッシュアウトフローの予測額の現在価値を会計上の負債として扱うことで、負債の配分という観点から引当金費用の計上をおこなう構造となっている。収益費用アプローチでは、費用処理→負債処理という測定経路を辿ることで、まさに負債性引当金なのであるが、使用による資産除去コストの発生とそのための認識おいては、将来キャッシュアウトフローにかかる現在の決済可能額といった、将来から現在への予測金額の配分という意味で引当金を理解しなければならない。

このように考えると、IASB における資産除去負債にかかる会計は、収益費用アプローチに見られるこれまでのような引当金処理(費用処理→負債処理)では、資産除去にかかる将来キャッシュアウトフローというリスクが十分に明らかにされないことに対する不満から、そのリスクを現在時点で負債処理(負債処理→資産処理)することで、リスクの前倒し表示をおこなうとともに、予測金額の配分(負債処理→費用処理)といった、引当金概念、すなわち会計上の負債概念を一層拡張することで情報利用者に対するリスク情報の早期開示を目指していると考えられる。これは結局、退職給付会計と同じ考えによるものである。

結果として、減価償却を通じた自己金融化に加え、追加的に生じる資産除去コストについては収益費用アプローチによる引当金処理と同様の自己金融化を図っていることとなる。資産除去コストを資産負債として両建処理させることで、当該有形固定資産の減価償却(資産処理→費用処理)により各期に費用配分させながら、さらに収益費用アプローチによる引当金処理よりも広い負債概念をあてていると理解できよう。

ただ、収益費用アプローチによる減価償却費の計上は、あくまで資産のマイナス項目である。しかし、資産除去負債にかかる会計において両建処理された有形固定資産には、資産除去コストが有形固定資産の取得原価の一部を構成し、有形固定資産の実体的部分と事実上の負債の上乗せ部分を一体として減価償却費の計上によって一括して費用化するという処理構造が取られる。つまり、実態としては「負債部分の減価償却」をもおこなっているのである。

こうした資産および負債にかかる概念の混乱あるいは拡大は、IASB 概念フレームワークにも見ることが可能である。改めて、IASB の概念フレームワーク 2010 および概念フレームワーク 2018 における資産および負債概念の異同について確認してみよう(表 1 参照)。

表 1 IASB 概念フレームワーク(資産・負債の定義)

(出所) IFRS 概念フレームワーク 2010 および 2018 より筆者作成

ここで重要なのは、概念フレームワーク 2018 では、概念フレームワーク 2010 に見られた、資産における経済的便益の「流入」に対する「期待」や、負債における経済的便益を有する資源の「流出」に対する「予想」といったフロー概念への言及が削除されたことが見て取れる。さらに、概念フレームワーク 2018 の負債の定義については、債務(obligation)に加え、経済的資源を移転する可能性(probably)をも現在の義務に加えている。すなわち、概念フレームワーク 2018 では、資産および負債に関する定義が、フロー概念に限定されないことを記されているのである。その前提条件は経済的資源を移転する可能性(probably)をも現在の義務として内在化させることで、負債概念はより広いものへと変化させていると理解すべきである。

ただ、それが現行の IFRS 各基準と整合的であるかは別の問題である。たとえば、現在の IAS 37 では引当金の認識について次のように述べている(IAS 37. 14)。

「引当金は、次の場合に認識しなければならない。

- (a) 企業が過去の事象の結果として現在の義務(法的または推定的)を有しており,
- (b) 当該義務を決済するための経済的便益を有する資源の流出が求められる可能性が高く,
- (c) 当該義務の金額について信頼性のある見積額が算定可能な場合

これらの条件が満たされない場合は、引当金を認識してはならない。|

したがって、現行の資産除去負債は、概念フレームワーク 2010 に見られた負債の定義と整合的である。しかし、概念フレームワーク 2018 からは、明らかな経済的便益を有する資源の流出が求められる可能性が高くなくても(50%程度でも)、当事者である企業は考えられうる、より幅広い負債の認識が求められる。わが国における引当金概念とは異なり、より広いストックから見た負債としての引当金の計上を迫り、その結果の一部は当該資産の取得原価をも膨らませることとなっている。

FASBに見られる「資産除去債務にかかる会計」は、米国内における法令や制度との関係性から、より具体的で例外的な会計基準であると指摘したが、IASBによる場合は、その使命から、より抽象的で汎用的な会計基準とならざるを得ず、結果として概念フレームワークレベルでは資産負債アプローチにこだわりながら、実態は収益費用アプローチによる配分メカニズムをも排除しきれないというパラドクスを抱えている。皮肉なことであるが、そうすることで負債概念の拡大をもたらし、現在における将来リスクを開示させているのである。

もし、従前の引当金処理では将来リスクとしての負債計上が不十分であるという点に着目するなら、限定的ではあるが SFAS 143 のように当該資産除去債務の当初認識において完全に公正価値評価に委ねればよい。仮に、当該会計基準の意義を肯定的に理解するなら、資産概念や負債概念との混乱に片目を瞑り、収益費用アプローチか資産負債アプローチかといった視点よりも、負債の範囲をより広く、より早期に認識するにはどちらも利用するという観点から、より有用な会計情報の提供を目的としていると理解できるかもしれない。ローカルルールという立場をとれない IFRS の難しいところである。

もしかしたら、今後は負債がより広くより早期に認識された会計情報が好意的に受け入れられ、収益費用アプローチおよび資産負債アプローチのいずれかが、会計理論的には優れているかという議論ではなく、いずれが将来リスクを前倒しでディスクローズできそうであるかという点にこそ、会計情報には求められる役割となると言えそうであり、さらにはそうした情報を誰が必要としているかという問いに帰着するのである。

まとめ ── 負債概念の拡大は誰にとって有益か ──

本論の分析を通じて得られる示唆は、資産や負債の概念形成の前にある、情報利用者の「投資家」が果たして一様であり得たかという疑問である。20世紀の世界経済において、その先導役となったのは米国であることに間違いないところである。その米国経済の有り様が20世紀を通じて一様であり得たかという問いを投げかけてみれば、「否」と答える声の方が多いであろう。とりわけ、1970年代以降、米国の国威が低下するなかで、製造分野にかかる日本や西ドイツ(当時)の経済力が増し、徐々に米国における製造業の衰退(製造工場の国外移転とそれにともなう失業率の上昇)が高じた。

米国経済にとって金融はたしかに重要ではあるが、1980年代に入るまでは投資家と言えば主に個人投資家によって形成されてきた。当時のトレンドとしては、投資先の選定に長期的な投資リ

ターンが期待できる企業が注目され、企業と個人投資家との間の情報の非対称性を埋めるための、収益力を重視した収益費用アプローチによる財務諸表の作成が求められた。当然に、企業側も初期 投資ともたらされる長期的収益との関係性から経営意思決定をおこなってきたのである。

しかし、1950~60年代の米国では「ペンションドライブ」といわれる企業年金の爆発的な増加期を迎えると同時に、インフレの進行による給付額の目減りや企業の倒産などにより、当初期待された年金給付を受けられないという問題が社会問題化したことから、1980年代に入ると企業年金基金等はこぞって年金資産の運用のため、株式市場で投資家としての役割を担うこととなった。Minsky(1996)によれば、企業年金基金等が投資家となって米国経済がマネー・マネージャー資本主義(Money Manager Capitalism)化することで、企業経営の成否(経営者の能力)が現在の株式市場での評価(株価)の短期的高低に依存し、そのため企業の意思決定が短期的成果主義となったと指摘しているように 160、会計情報もそれに合わせて短期的成果主義の傾向を帯びることとなった。

今日における株価形成のポイントは、アナリスト等が公表する予測に対して、ポジティブな結果となったか、ネガティブな結果となったかに大きく依存する。したがって、経営者は短期的成果に振り回されることとなる。製造業の衰退と短期的成果主義は企業活動の多様化を生み出し、そのための新たな管理部門を必要とするに至る。経営者の視点から、企業活動の多様化はそれまであまり馴染みのなかった資産やサービスの管理を必要とさせ、その成果を一様に把握する標準化された尺度が必要とされた。収益費用アプローチへの批判の背景には、それまでの製造業を中心とした産業構造から、企業活動の多様化へと移行していく中で、企業が従来の会計基準を盾に説明責任を果たし得ないことに対する批判であり、それをも包摂した標準化された評価の尺度が必要となったことを意味している。

しかし、「標準化された評価の尺度」という表現は、総論としては理解できるものの、多様化した個々を具体的にどのように評価するかという各論となると非常な困難さをともなうものである。少なくとも会計情報の特性としては、数値的に測定可能な情報であることが前提である。そして、収益費用アプローチに対する批判が取得原価主義に対する批判に向かった結果、それに代わる評価の尺度として注目されたのが時価である。しかし、時価といってもすべての資産および負債に市場性があるわけではなく、さらにそれに代わるものとして公正価値という評価の尺度を持ち出すに至る。

ただ、市場性のない資産や負債に対する公正価値評価は、企業経営上、どのような意味を有するのであろうか。経済史、金融史に詳しい歴史学者の N. Ferguson は、「神々は破滅させたいと思う者に、まず数学を教える(those whom the gods want to destroy they first teach math)」を皮肉るように、数学的に評価測定された疑似客観性を持ち出すことで実践的な経営活動の評価代替物としている。注意して欲しいのは、資産および負債の公正価値評価の疑似客観性の有する問題点に対する批判をすることで、収益費用アプローチという会計観を肯定するとか、あるいは、資産負債アプローチという会計観から見て、収益費用アプローチという会計観を批判するものではない。本稿の冒頭で触れたように、両者はともに概念としては混ざらないものである。しかし、現実には互いがそれぞれの立場で批判し合うという現状は、並行した概念を混ざらないまま並行して理解することが一般の理解を超えてしまうために、何らかのかたちで折衷物として一元的に理解しようとする

ことから生まれる混乱であると言える。

重要なのは、企業経営上の将来リスクを、負債概念の拡大により、より広く、より早期に認識することは有益であるとの仮説を前提に、IASBはより広く負債を測定できるよう企図していることがうかがえる点である。そしてそのことは、一様な会計観をもとにした測定基準で会計情報として拾おうとすることが困難であるという事実であり、同時に測定しようとしすぎた結果として、どのように当該会計情報が作られたのかに対する関心が失われ、疑似客観的に測定された金額に、企業経営上の投資意思決定が振り回されるに至っているという点である。本稿で分析の対象とした資産除去債務にかかる会計処理は、企業の将来リスクを現在時点で垣間見ることは可能であるが、多くの利害関係者には理解されにくい、まさにそれを体現するものである。

辞 態

本稿は、2020年度経営経理研究所助成金による研究成果の一部である。

《注》

- 1) JPX 日本取引所グループによれば、2021 年 6 月現在で、IFRS 適用済会社数 226 社、IFRS 適用決定会 社数 10 社、計 236 社にのぼるとされている。また、2020 年 11 月 6 日公表の金融庁「会計基準を巡る 変遷と最近の状況」2 頁によれば、IFRS 任意適用企業の全上場企業の時価総額に占める割合は、2020 年 10 月末時点で 42.4%に達するとしている。
- 2) 周知のように、G.O.メイ (木村重義訳) 『財務会計 経験の蒸留』 (3頁) では、会計基準と会計慣習を同格に置き、性質上区別されるものではなく、それらの相違は権威をもたらしめる承認の種類 (kind of sanctions) によるものであるという一節はあまりに有名である。
- 3) 米国における会計基準設定主体たる米国会計基準審議会(FASB)の「中立的観点」は、その政治的メカニズムにおいて「中立」ではないことが指摘されている。たとえば、Miller and Redding(1986)、Miller and Redding(1988)および Miller, Bahnson and Redding(2015)において、FASB が IASB の設立される以前(国際会計基準委員会、IASC)と設立以後においても、継続的に会計基準設定プロセスに内在する政治の役割を指摘しているところであり、その指摘はすでに早川(1982)において FASBの会計基準設定プロセスにおける支配構造について詳細な分析がおこなわれている。
- 4) 「増える独自の利益指標|日本経済新聞朝刊 2019 年 9 月 20 日 17 頁。
- 5) 「国際会計基準 激化する覇権争い(上)」日本経済新聞朝刊 2010 年 1 月 26 日 14 頁。
- 6) 「内を向く米会計基準」日本経済新聞朝刊 2011 年 12 月 8 日 3 頁,「米,適用の判断 先送り」日本経済 新聞朝刊 2012 年 7 月 18 日 9 頁。
- 7) 基本的な考え方として、社会制度としてより多くの者に受け入れられるか否か、すなわち合意を得られるか否かについて、帰納法および演繹法といったそれぞれのアプローチが会計学においても用いられる場合がある。その前提となっているは、前者をイギリス経験論、後者を大陸合理論に求めることができよう。イギリス経験論は経験による蓄積により、より正しい知識や知見が得られるという考え方であり、大陸合理論は生まれながらの生得観念により、より正しい知識や知見を演繹的に得ようとする考え方である。もともとイギリスではこうした経験論的社会制度の構築が一般的であり、それがアングロ=サクソン・モデルとして、米国においても不文法(慣習・判例・条理など)として見られる。しかし、会計学における概念フレームワークの設定は、大陸合理論的な演繹法のもととなる前提を提示している。そのため、会計学において概念フレームワークを設定する本質的な意図は、EU成立以前に見られたような経験論による各国固有の事情を勘案しては、統一的ルールの施行が困難となり、EU成立の目的である経済、社会、政治、などの一体化によって共存・共栄に資するためにも、共通理念が必要だったためであり、大陸合理論的アプローチが利用しやすかったと理解できる。しかし、依然としてEU加盟国内における利害の対立が解消されない現状において、概念フレームワークが将来にわたって中立的であるかは注視する必要があろう。

- 8) 現在の日商簿記3級の試験範囲に有価証券は含まれていないが、つい最近まで個人事業主を対象とした 試験範囲内に売買目的有価証券に関する処理が含まれていた。もちろん、期末時価による評価替えに関 する処理も含まれていた。個人事業主が有価証券のデイトレードを定款に加えることは皆無ではない が、当該処理を説明するたびに違和感があったものである。
- 9) 高寺 (1967), 60-171 頁。
- 10) この点について平敷(1990), 409-477 頁は, 低価基準(低価法)について、根本的には会計目的観の変化(静的会計観から動的会計観への変化)により低価基準観をも変化しており、静的会計観の下では資産評価法と定義されるが、動的会計観の下では原価配分法であると同時に、未実現利益の排除という伝統的理論(収益費用アプローチ)の本質に適うものであると指摘している。
- 11) 秋葉 (2011). 53-57 頁。
- 12) 山田 (2017), 27-28 頁。
- 13) Mitchell and Mulherin (1996), pp. 193-229 によれば、米国では1960年代にコングロマリット化が進み、1980年代後半には大企業のほぼ半数が敵対的買収提案に直面し、そのうち実際に約23%が敵対的買収を経験したと試算している。
- 14) 黒川 (2009) 28 頁。
- 15) IFRIC 1 では、IAS 2 に規定される棚卸資産の原価に含められた資産除去コストおよび資産除去債務にかかる会計処理は対象外となっており、現在、IFRS にはこれに関する明確な規程はない。
- 16) Minsky (1996), pp. 357-68.

参考文献

May, G. O. (1943) Financial Accounting, A distillation of experience, Macmillan. (木村重義訳 (1957)『財務会計:経験の蒸留』ダイヤモンド社)

Miller, P. B. W., and R. Redding (1986) *The People, the Process, & the Politics.* (高橋治彦訳 (1989)『The FASB 財務会計基準審議会 — その政治的メカニズム ——』同文舘)

Miller, P. B. W., and R. Redding (1988) The People, the Process, & the Politics 2nd, Robert N Anthony/Willard I Graham Series in Accounting, McGraw-Hill.

Miller, P. B. W., P. R. Bahnson and R. Redding (2015) The People, the Process, & the Politics 5ed, Sigel Press. (高橋治彦訳 (2017) 『The FASB 財務会計基準審議会 — その政治的メカニズム ——』同文館)

Minsky, H.P. (1996), "Uncertainty and the Institutional Structure of Capitalist Economies," Journal of Economic Issues, Vol. 30, No. 2

Mitchell, M. L. and J. H. Mulherin (1996), "The Impact of Industrial Shocks on Takeover and Restructuring Activity," Journal of Financial Economics, 41.

Ronen, J., and G. H. Sorter (1972) "Relevant Accounting," Journal of Business, Vol. 45, No. 2

秋葉賢一 (2011) 『エッセンシャル IFRS』 中央経済社

岩崎勇編(2016)「研究グループ報告(最終報告)IFRSの概念フレームワークについて」『国際会計研究学 会年報』1・2 合併号

黒川行治(2009)「資産除去債務を巡る会計上の論点」『企業会計』第61巻第10号

高寺貞夫(1967)『簿記の一般理論:勘定簿記から行列簿記』ミネルヴァ書房

津守常弘(2002)『会計基準形成の論理』森山書店

早川豊 (1982) 『米国企業会計制度の研究』 北海道大学図書刊行会

平敷武(1990)『動的低価基準論』森山書店

山田辰己 (2017)『IFRS の本質』税務経理協会

(原稿受付 2021年11月1日)